

2021年9月6日

町田市教育委員会  
教育長 坂本 修一 様

町田の図書館活動をすすめる会  
代表 手嶋 孝典

「町田市立図書館のあり方見直し方針」及び「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」の策定過程等に関する公開質問状

私たちは、市民の生活をより豊かに、また充実したものにするために、町田市立図書館がその機能を十分に発揮されることを願って、過去40年近く活動をしてまいりました。しかしながら、貴職が2019年2月1日に策定した「町田市立図書館のあり方見直し方針」（以下「あり方見直し方針」）及び、その具体的計画として2020年2月7日に策定された「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」（以下、「アクションプラン」）には、鶴川図書館やさるびあ図書館の廃止、移動図書館車のあり方見直し、さらには既設図書館の段階的な指定管理者制度化など、およそ図書館の発展・充実に逆行する可能性が高い計画が盛り込まれ、現在着々とその実行が推し進められています。

私たちは、こうした市民の意向とかけ離れた施策が、果たしてどのような会議や議論を経て策定されたのかを知りたいと考え、貴職に対し情報公開請求を行いました。ところが、開示された資料は通り一遍の起案文書ばかりで、改めて政策決定に至る経過が分かる会議録等の公開を求めたところ、あろうことか「文書不存在」との回答を得ました。

従来町の図書館行政を百八十度転換し、市民への図書館サービスを大幅に後退させかねない施策について、市民がその策定過程を知るための会議録さえ存在しないということに、私たちは大きな驚きと限りない憤りを覚えるものです。そこで、次の点について、貴職のお考えを明らかにしていただきたいと思います。

公務ご多忙の折と存じますが、9月16日までに文書でご回答下さるようお願いいたします。なお、本質問状と貴職の回答につきましては、当会のホームページ等を通じて広く一般市民に公開するとともに、市議会議員諸氏やマスコミ等にも公表する予定です。予めご承知おきください。

記

1. 「あり方見直し方針」の策定過程について

「あり方見直し方針」は、2018年12月22日付で生涯学習審議会に諮問したとされています。諮問の際、資料として各委員に配布された「(案)町田市立図書館のあり方見直しについて」には、図書館を取り巻く「現状」や「課題」等の前段部分に続いて、「7 めざす姿と運営の基本方針」「8 再編の必

要性と方向性」 「9 効率的・効果的なサービスの方向性」が述べられています。この「7」「8」「9」が「あり方見直し方針」の核心部分であることは言うまでもありません。

しかし、諮問の鑑文「今後の町田市立図書館のあり方について（諮問）」（18町教生総第293号）に諮問事項として掲げられているのは、「1. 図書館の目指すべき姿について」と「2. 再編を進めるうえでの留意点について」の2点のみです。「再編」はすでに決定事項とされ、それを進めるための「留意点」を諮問しているのです。

したがって、2019年1月9日付で出された生涯学習審議会答申も、「1 諮問までの経過」「2 図書館の現状」に続いて、「3 今後の町田市立図書館の目指すべき姿」で4項目、「4 再編を進めるうえでの留意点」で5項目の意見が述べられているだけで、「あり方見直し方針」の要点である「めざす姿と運営の基本方針」や「再編の必要性と方向性」「効率的・効果的なサービスの方向性」については一切触れていませんでした。なぜなら、諮問事項ではなかったからです。

私たちは、図書館の運営そのものである「あり方見直し方針」は、本来図書館協議会に諮問すべきものであることを再三指摘してきました。ところが貴職は、生涯学習審議会に諮問したのでその必要はない、と一貫して主張されています。

しかし、上記のように「あり方見直し方針」は、その核心となる部分を諮問項目から除外するという欺瞞的な手法によって、図書館協議会はおろか生涯学習審議会にさえ諮問されなかったというのが実態です。まず、諮問に際して、「あり方見直し方針」の核心部分である「めざす姿と運営の基本方針」や「再編の必要性と方向性」「効率的・効果的なサービスの方向性」を、鑑文の諮問項目から除外したことについて、その理由をお聞かせください。また「あり方見直し方針」が実質的に生涯学習審議会にも諮問されていないという私たちの主張に対して、そうでないとする根拠があれば具体的にお示しください。

## 2. 「アクションプラン」の策定過程について

2020年6月17日の市議会文教社会常任委員会において、「あり方見直し方針」がなぜ図書館協議会でなく、生涯学習審議会に諮問されたのかという戸塚正人議員の質問に、図書館長は以下のように答弁されています。

「やはり『町田市立図書館のあり方見直し方針』というのは、図書館の再編などを含む図書館のあり方であるとか、図書館の再編という部分も含んだ上での生涯学習とか社会教育に関する基本方針で考えておりますので、では、その中で何をやるか、図書館自体の運営に関するものではないというふうに考えましたので、生涯学習審議会に諮問してきたところでございます。」

私たちは、「あり方見直し方針」は紛れもなく「図書館自体の運営に関するもの」だと考えますが、仮に百歩譲って館長の発言を前提にしたとしても、その具体的計画である「アクションプラン」には、鶴川駅前図書館の指定管理者制度導入など、明らかに「その中で何をやるか」という「図書館自体の運営に関するもの」が多数盛り込まれています。しかし、この「アクションプラン」は、やはり図書館協議会はもとより生涯学習審議会にさえ諮問されていません。

「アクションプラン」は市民の代表や有識者による諮問を一切経ずに、行政内部の職員によって策

定されたものと考えざるを得ません。この点について、事実か否かをお答えください。なお、十分に市民や有識者の意見を反映して策定されたと主張される場合は、いつ、どのような制度的手続きを経てそれがなされたのかを具体的にお示しください。

### 3. 会議録等の「不存在」について

冒頭に申し上げましたように、私たちは「あり方見直し方針」と「アクションプラン」について、その策定経過がわかる会議録等の開示を求めましたが、貴職の回答は「文書不存在」というものでした。市民の図書館利用に重大な影響を及ぼす政策決定がどのようになされたのかを知るのは、市民の正当な権利です。しかし、そのための文書が存在しないということについて、次の2点にご回答ください。

- (1) 策定過程がわかる議事録等の重要な文書が存在しない理由。また、その責任の所在と責任の取り方について、貴職の見解をお示しください。
- (2) このように市民や有識者の意見を反映すべき制度的な手続きを経ずに、あまつさえどのような議論を経て政策決定がなされたのかを検証する文書も存在しない「あり方見直し方針」、「アクションプラン」は、ともに策定過程に重大な瑕疵があると言わざるを得ず、私たちは無効であると考えます。貴職がこれらを有効であるとして、計画を推し進める根拠をお示しください。

町田の図書館活動をすすめる会 代表 手嶋 孝典  
〒192-0373 八王子市上柚木三丁目 3 番地 4 - 401  
電話：042 (676) 4352